

社会福祉法人 古河市社会福祉協議会
成年後見サポートセンターこが



成年後見制度は、例えば、こんな時のための制度です。

●預貯金を勝手に使われる心配が・・・●

Aさんは、最近認知症の症状が現れはじめました。親族のひとりが面倒をみるといって、判断能力が不十分なAさんの弱みにつけこみ、預貯金を勝手に使い込もうとしています。しかし、Aさんは、理解できません。



●悪徳商法の被害にあう心配が・・・●

知的障がいのあるBさんは、地域の施設に通所しながら、ひとりで生活しています。ある日、高額な英会話の教材の購入を強引にすすめられ、断りきれずに契約してしまうところでした。たまたま、民生委員さんの訪問があり、契約せずに済みましたが、今後も同じような悪徳商法の被害にあうかもしれないと心配です。

●相続の手続きができない・・・●

精神障がいのあるCさんは、夫とふたりで生活していましたが、夫が急死し相続の手続きが必要になりました。Cさんひとりでは手続きができません。誰かの援助が必要ですが、身寄りがいません。



●身寄りがなく将来が心配・・・●

Dさんは、妻の死後ひとりで生活してきました。子供はなく親族との付き合いもありません。将来、自分が認知症になり、預貯金の管理ができなくなったとき、どうしたらよいのか不安に思っています。



『成年後見サポートセンターこが』は、このような方々の支援をする機関です。

☆お気軽にお問合せ下さい☆

電話 0280-48-0994

FAX 0280-48-0119



『成年後見サポートセンターこが』が行う主な業務内容

相談支援業務



電話や窓口で、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する問合せや相談をお受けいたします。
また、家庭裁判所に申立てをする際の必要書類の説明や申立書の書き方等の支援を行います。

【相談窓口】月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時まで
※窓口での相談は、事前に連絡をお願いいたします。

法人後見事業



他に適切な後見人等がない方や虐待による深刻な権利侵害を受けている方で、「法人後見運営委員会」において受任が適当と認められた方に対し、古河市社会福祉協議会が法人として、後見人等の候補者をお受けいたします。

日常生活自立支援事業



高齢者や障がい者など、判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用の仕方がわからない、金銭管理に不安がある、役所から書類が届いたがどうしてよいかわからない等、日常生活における支援を行います。
※ご本人様との契約によりますので、判断能力がない方は対象外になります。

広報・啓発活動



成年後見制度や日常生活自立支援事業の理解を深めていただくため職員による出張講座を行いますので、各種団体からのご依頼を承ります。また、広報誌等での周知活動を行います。

【問合せ先】
〒306-0044
古河市新久田271-1 福祉の森会館内
社会福祉法人 古河市社会福祉協議会
『成年後見サポートセンターこが』
TEL：0280-48-0994
FAX：0280-48-0119

案内図

